

協会けんぽの埋葬料支給申請書 チェックリスト

申請区分・申請する人ごとの添付書類・あてはまるときに追加する書類 | 登録不要・無料・2026年版

ふれあいの丘
生前整理支援センター
1 / 2

申請区分(どれで申請するか) 「健康保険埋葬料(費)支給申請書」2ページ目の申請区分

申請区分	亡くなった方と申請する方・支給額(協会けんぽの案内)
1. 埋葬料	被保険者が亡くなり、被保険者により生計を維持されていた方が申請 5万円(協会けんぽの記入の手引き)。生計を維持されていた方は、親族や遺族であることは問われない
2. 埋葬費	被保険者が亡くなり、埋葬料を受けられる方がいない場合に、実際に埋葬を行った方が申請 埋葬料(5万円)の範囲内で、実際に埋葬に要した費用。埋葬を行った後でなければ請求できない
3. 家族埋葬料	被扶養者が亡くなり、被保険者が申請 5万円(協会けんぽの記入の手引き)

被保険者が亡くなり被扶養者が申請／被扶養者が亡くなり被保険者が申請

✓	#	書類(協会けんぽの表記)	メモ(取り寄せ先・取得日)
☐	1	事業主による死亡の証明(申請書2ページ目の事業主証明欄) 証明が受けられない場合は[A]のいずれか一つ	

被保険者が亡くなり、被扶養者以外の生計を維持されていた方が申請

✓	#	書類(協会けんぽの表記)	メモ(取り寄せ先・取得日)
☐	1	住民票(亡くなった被保険者と申請者が記載されているもの)	
☐	2	住居が別の場合:定期的な仕送りの事実のわかる預貯金通帳や現金書留のコピー、または亡くなった被保険者が申請者の公共料金等を支払ったことがわかる領収書など	

生計を維持されていた方がいなくて、実際に埋葬を行った方が申請(埋葬費)

✓	#	書類(協会けんぽの表記)	メモ(取り寄せ先・取得日)
☐	1	領収書(支払った方のフルネームおよび埋葬に要した費用額が記載されているもの)	
☐	2	埋葬に要した費用の明細書(費用の内訳がわかるもの)	

[A]事業主の証明を受けられない場合・任意継続被保険者(被扶養者)が亡くなった場合 いずれか一つ

✓	#	書類(協会けんぽの表記)	メモ(取り寄せ先・取得日)
☐	1	埋葬許可証または火葬許可証のコピー	
☐	2	死亡診断書、死体検案書または検視調査のコピー	
☐	3	亡くなった方の戸籍(除籍)謄(抄)本	
☐	4	住民票など	

あてはまるときに追加する書類

✓	書類と、必要になる場合
☐	労働基準監督署への照会に関する同意書 死亡の原因が仕事(業務上)または通勤途中で、労働(通勤)災害の給付を請求中の場合
☐	第三者行為による傷病届 死亡原因の負傷が第三者の行為による場合
☐	負傷原因届 亡くなった方が法人の役員であって、労災保険給付の対象とならない場合
☐	健康保険任意継続被保険者資格喪失申出書／健康保険任意継続被保険者被扶養者異動届 任意継続被保険者／任意継続被扶養者が亡くなった場合
☐	本人確認書類(貼付台紙に貼る) 被保険者のマイナンバーを記載した場合のみ。記号・番号を書いた場合はマイナンバーの記入は不要

協会けんぽの埋葬料支給申請書 チェックリスト

申請書の書き方の要点・提出先と期限・注意

ふれあいの丘
生前整理支援センター
2 / 2

1 ページ目(被保険者記入用)の要点 楷書で枠内に。日付が一桁なら左のマスに0。訂正は黒塗りして欄外に

✓	欄	記入の手引きの案内
☐	記号・番号	資格情報のお知らせ等に記載の記号と番号(枝番は不要)。書いたらマイナンバーは書かない
☐	氏名・住所	被保険者が亡くなった場合は、申請する方の氏名・氏名(カタカナ)・住所。姓と名の間は1マス空ける
☐	振込先	公金受取口座を「2.希望しない」なら申請者氏名と同じ名義の口座。ゆうちょ銀行は振込専用の店名(漢数字3文字)・口座番号

2 ページ目(被保険者・事業主記入用)の要点

✓	欄	記入の手引きの案内
☐	死亡者区分・申請区分	1.被保険者 → 「1.埋葬料」か「2.埋葬費」／2.家族(被扶養者) → 「3.家族埋葬料」
☐	続柄(身分関係)	被保険者が死亡:被保険者と申請者の身分関係／家族が死亡:被保険者との続柄
☐	死亡の原因・労災・第三者	業務外／業務上／通勤途中。労災の認定(はい・請求中・未請求)。第三者の行為なら傷病届
☐	ほかの保険からの受給	同一の死亡について、健康保険組合や国民健康保険等から埋葬料(費)を受給しているか
☐	埋葬した年月日・費用の額	申請区分が「2.埋葬費」の場合のみ記入(領収書と明細書も添付)
☐	事業主証明欄	事業主より証明を受ける。受けられない場合は死亡したことのわかる書類を添付

提出先と期限

終わったら✓、日付はメモ欄へ。都道府県支部の所在地は、協会けんぽのホームページの「都道府県支部」で確認してください。

✓	項目	協会けんぽの案内	メモ
☐	提出のしかた	電子申請(被保険者と、被保険者本人が死亡した場合の被扶養者であった方。提出先の選択は不要)、またはそれ以外の方は紙の申請書を加入の協会けんぽ支部へ郵送 電子申請は申請者本人のマイナンバーカードで行い、代理人は利用できない(社会保険労務士を除く)。相続人は社会保険労務士が提出する場合を除き電子申請できない。加入の支部は「資格情報のお知らせ」またはマイナンバーで確認	出した日:
☐	時効(埋葬料・家族埋葬料)	2年。起算日は死亡年月日の翌日	期限:
☐	時効(埋葬費)	2年。起算日は埋葬年月日の翌日	期限:
☐	印刷	片面印刷・「実際のサイズ」・トナーは「通常設定」 ダウンロードして印刷した申請書を、コピー機などで複写して使わない	

注意(協会けんぽの案内)

- コピーと指定していないものは原本が必要。給付金の支給決定後は、出した書類は返却されない。外国語の証明書等は翻訳文を添付。
- 審査の結果お支払い可能であれば、受付日から10営業日以内に支払い。
- 在職中の被保険者・被扶養者の場合(協会けんぽ「事業主・ご担当者のみなさまへ」):事業主へ保険証・資格確認書(お持ちの方のみ)を返却し、日本年金機構での資格喪失・扶養解除の処理が完了してからの支給。任意継続の場合は、資格喪失申出書・被扶養者異動届を出す。
- 協会けんぽの記入の手引きでは、「埋葬料」は死亡の事実またはその確認があれば支給され、仮埋葬や葬儀を行わない場合でも支給される。
- 資格喪失後でも、(1)資格喪失後3か月以内(2)傷病手当金・出産手当金の継続給付を受けている間(3)継続給付を受けなくなってから3か月以内に亡くなったときは、埋葬料または埋葬費が出る。資格喪失後に被扶養者だった家族が亡くなった場合、家族埋葬料は出ない。資格喪失後に加入した健康保険で埋葬料を請求している場合は出ない。
- 仕事・通勤途中の病気やケガが原因の死亡は、原則として労災保険給付の対象で健康保険給付の対象外。わからなければ労働基準監督署に相談。

メモ(亡くなった方・亡くなった日・埋葬した日・申請する方・支部から求められた追加書類)

このチェックリストについて

協会けんぽの申請書ページと記入の手引きに載っている書類を並べた一般的なチェックリストです。協会けんぽは掲載のない添付書類が必要となることもあるとしており、申請書ページと記入の手引きが正式な案内です。生計を維持されていたか、どの申請区分にあたるか、費用のどこまでが埋葬費にあたるかなど個別の判断は、加入している協会けんぽ支部に確認してください。

出典(2026年10月11日確認):協会けんぽ「健康保険埋葬料(費)支給申請書」www.kyoukaikenpo.or.jp/application_form/benefit/O12/ / 申請書(手書き用)・手書き用記入例(PDF) / 「申請書の印刷について」 / 電子申請「申請できる方」「対象申請」「アップロード必要書類」 / 「埋葬料・埋葬費」 / よくあるご質問(埋葬料・埋葬費) / 健康保険法施行令第35条(e-Gov)

発行:生前整理支援センター ふれあいの丘(株式会社Kogera) www.fureaino-oka.com/sogi/maisouryou-shinseisho 個人利用の範囲で自由に印刷・複製いただけます。
協会けんぽの公開情報をもとにした一般的なチェックリストで、申請書そのものではありません。申請書は協会けんぽのページから印刷し、必要書類は協会けんぽの申請書ページと記入の手引きに従ってください。健康保険組合・共済組合・国民健康保険などに加入していた場合は、加入先の案内を確かめてください。